

# JWNET ロゴマークについて

## JWNET ロゴマーク



## JWNET ロゴマークの使用に関する規程

令和4年11月1日

### (趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）が商標権を保有する JWNET ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (管理体制)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務部署は、電子マニフェストセンター情報サービス部（以下「情報サービス部」という。）とする。

2 管理事務責任者は、事務局長とする。

3 管理事務担当者は、情報サービス部長及び情報サービス部職員のうち管理事務責任者が指名したものとする。

### (コンセプト及び仕様等)

第3条 ロゴマークのコンセプト及び仕様等については、別紙に掲げるものとする。

### (使用の制限)

第4条 センター職員以外の第三者は、次に掲げる場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

一 テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が JWNET に関する報道を目的として使用する  
場合

二 センターからの依頼を受けてロゴマーク等入りの資料や物品等を製作する場合

三 センターの委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に使用する  
場合

四 センターが後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において制作する資料や物品に、  
センターが講演、協賛、協力等を行うことを、ロゴマークを用いて表示する場合

五 その他 JWNET の広報活動に資する場合であって、事務局長が使用を認めた場合

#### (内容の制限)

第5条 次の各号いずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 営利を主たる目的とする場合
- 二 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 三 特定の商品等の品質や安全性を保障する目的で利用されるおそれがある場合
- 四 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、事務局長が不適切と認めた場合

#### (申請)

第6条 センターの職員以外の第三者が、第4条第4号又は5号の規定によりロゴマーク等を使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前(土・日曜日及び祝祭日を除く。)までに、JWNET ロゴマーク等使用申請書(様式1)を事務局長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、JWNET ロゴマーク等使用承認書(様式2)により通知するものとする。
- 3 事務局長は前項のJWNET ロゴマーク使用承認書を通知する場合に、ロゴマーク等の使用に関する条件を付すことができる。

#### (使用目的等の変更)

第7条 第4条第4号又は第5号の規定のよりロゴマークを使用する者(以下「使用者」)が、事務局長より認められた使用目的等を変更する場合は、第6条第1項から第3項によるものとする。

#### (遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第6条第1項に基づき申請した使用目的等のみに使用すること。
- 二 使用者は、事務局長の求めに応じ、使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。

#### (使用の差し止め)

第9条 ロゴマーク使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事務局長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- 一 この規定に違反して使用した場合
- 二 第6条第1項に基づき提出された申請書に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、事務局長が不適切と認めた場合

#### (使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

#### (ロゴマークに関する権限)

第11条 ロゴマークに関する一切の権限は、センターに帰属する。

#### (事故、苦情等の処理)

第12条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使

用者が自己責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、センターは、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

**(規程の改定)**

第13条 この規定は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

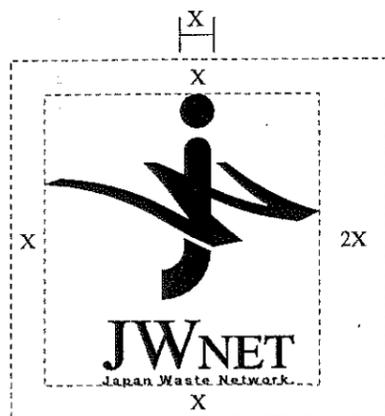
**(附則)**

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

# JWNET ロゴマーク・ロゴタイプ仕様書

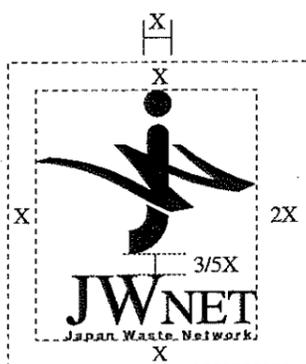
## ●ロゴの配置と周囲スペースに関する規定

通常使用



JWNETのロゴを使用する場合には、ロゴマーク上部の円の直径(X)の長さと同寸のホワイトスペースをロゴの上・下・左部分に確保し、右部分には2倍のホワイトスペースを確保して下さい。

ロゴマーク縮小使用



ロゴマーク縮小使用とは、ロゴを小印刷物に使用する場合、通常サイズでは、ロゴタイプの判読が難しい場合があります。そのため、ロゴマーク部分のみ縮小して使用するものです。但し、ロゴマーク縮小は80%までとします。周囲ホワイトスペースの確保は、通常使用と同様。

横組み使用



横組み使用とは、上記使用方法では、ロゴタイプの判読が難しい場合や、周囲ホワイトスペースがとれない場合のみ使用可能としたものです。周囲ホワイトスペースの確保は、通常使用と同様。

## ●タグラインに関する規定

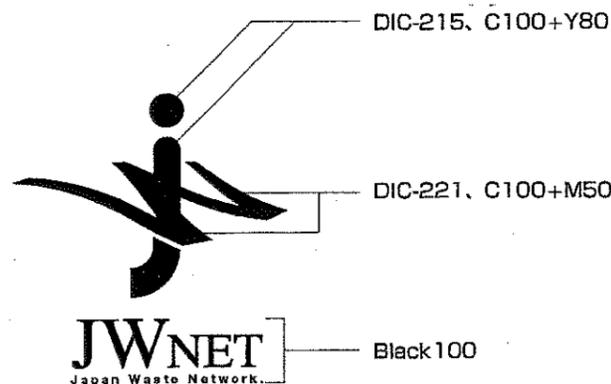
「自然にやさしいネットワーク」のタグラインを上記ロゴマークと併せて使用する場合。

- 明朝形の書体を使用する。
- 文字のQ数は、ロゴのXサイズ以上、2Xサイズ以下とする。
- 文字色はスミ100を原則とします。ただし、判読が難しいと思われる場合のみ白抜き表示可とします。
- 上記ホワイトスペースの上部にセンター合わせにて配置する。

## ●色

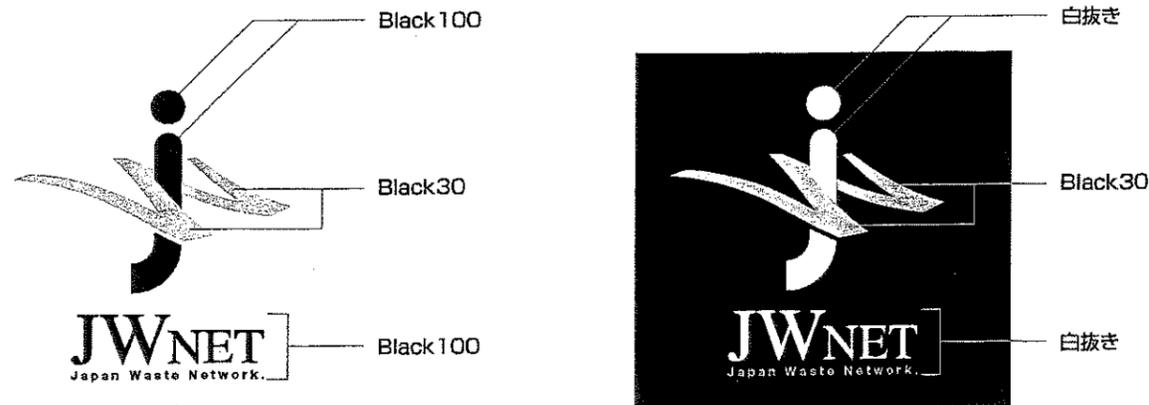
### ■カラー印刷物使用の場合。

背景は白色を原則とします。ただし、判読が難しいと思われる場合のみ、下記の白抜き表示の使用を認めます。



### ■モノクロ印刷物・白抜き使用の場合。

背景は白色を原則とします。ただし、判読が難しいと思われる場合のみ、白抜き表示の使用を認めます。



## ●紙の選定

- 紙の色は、ロゴカラーであるグリーン+ブルーの背景として適したホワイト、白色度の高い紙が望ましい。
- 紙の種類は、印刷物によって、紙質やコーティングをある程度統一している場合、その紙を採用する。
- 在庫が確保できる種類を採用する。

(様式 1)

## JWNET ロゴマーク使用申請書

年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
事務局長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

※押印不要

JWNET ロゴマーク使用について、関係資料を添えて申請します。

### 記

1. 使用目的
2. 使用媒体
3. 使用期間
4. 連絡先 (所属、氏名、電話番号、メールアドレス)

(添付書類)

1. 使用方法が分かる書類
2. その他必要と思われる書類

(様式 2)

## JWNET ロゴマーク使用承諾書

年 月 日

(申請者)  
住所  
名称  
代表者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
事務局長  
(印省略)

年 月 日付により申請のありました JWNET ロゴマークの使用について、下記のとおり承諾いたします。

### 記

1. 使用目的
2. 使用媒体
3. 使用期間
4. 使用の条件
  - (1) 「JWNET ロゴマークの使用に関する規程」に則ってお使いください。  
[注意事項]  
※ロゴマークのサイズを拡大・縮小する場合は、マークの縦横比を変更しないでください。
  - (2) 上記紙媒体完成後、サンプルとして一部を下記住所までご送付ください。  
(メール添付でも構いません)
  - (3) 上記ウェブサイト完成後、該当部分の画像を添付し、下記メールアドレスにご送信ください。
  - (4) ロゴマーク仕様 (URL : . . . ) をご確認ください。

<本件に係る問い合わせ先>

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
情報サービス部

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目 24 番地 6 号  
上野フロンティアタワー13階

TEL.03-5807-5914

MAIL. info-logo@jwnet.or.jp